

「東京学芸大附属小金井中学校同窓会」の法人化について

1. 法人化する意義

- ・任意団体は、団体名義で銀行口座を開設することや不動産の登記名義人になることができませんので、代表者個人名義で行わざるをえません。法人化することで、法人名義での銀行口座開設、不動産保有、あるいは契約の締結ができるようになります。また、法人格の取得に伴い組織の基盤がしっかりしますので、任意団体に比べて社会的信用も高くなるといえます。
- ・非営利型法人としての要件（収益事業をメインとせず、会費により会員に共通する利益を図るための事業を行う等）を満たすことにより、NPO 法人等と同様に収益事業以外の収入には課税されません。

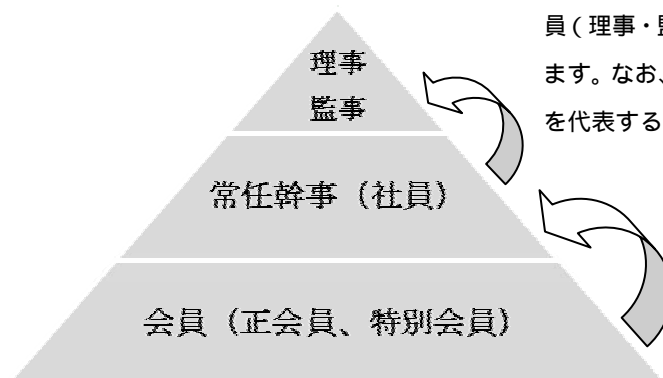
2. 本同窓会の会員とは？（定款第 5 条、第 6 条）

- ・本同窓会の会員とは、原則として東京学芸大学附属小金井中学校の卒業生を指します。なお、卒業生以外の以下の者も本同窓会の会員となります。

学芸大附属小金井中学校に在籍したことがある者（理事会の承認が必要）

学芸大附属小金井中学校の教職員又は教職員であった者（特別会員）

3. 法人の構成



常任幹事の中から、実際に法人の業務を行う役員（理事・監事）を常任幹事会の決議で選出します。なお、理事会で理事の中からさらに法人を代表する理事長を選出します。

正会員の中から法人の運営を行う常任幹事を常任幹事選出委員会の決議により選出します。常任幹事は、常任幹事会を構成し、法人の決算の承認、定款の変更などを行います。

4. 会費について（定款第 7 条）

- ・会費は卒業時に一度支払う卒業会費のみで、他の会費の支払いは一切ありません。なお、特別会員は、会費は一切不要です。

5. 法人の役職及びその役割

【 役 職 】 次頁 図 1 参照

常任幹事（社員）（定款第 11 条）：

常任幹事会（社員総会）を組織し、法人の運営や役員の選任・解任等を行います。各期から均等に選出するのが好ましいです。また、常任幹事会の議事を執り行う議長、副議長（定款第 26 条）も常任幹事の中から選出します。

理事（定款第 19 条）:

理事会を組織し、法人の業務を執行します。同窓会運営の中核機能を果たします。

また、理事の中から、以下の役職を選定します。

- ・ 理事長 法人を代表し、業務の統括を行います。
- ・ 副理事長 理事長を補佐し、必要に応じて理事長の業務を代行します。
- ・ 専務理事 法人の業務全般を管理します。
- ・ 常務理事 法人の業務を分担して執行します。

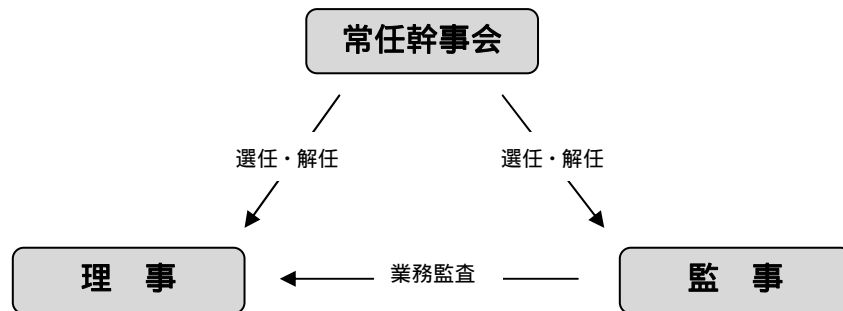
監事（定款第 20 条）:

理事の業務執行及び法人の決算の監査を行います。

常任顧問・顧問・相談役・参与（定款第 37 条）:

母校の発展及び同窓会活動等に特に寄与した方に感謝と敬意を表し、「名誉職」として選任された者。常任顧問は理事会に出席し意見を述べるすることができます。

図 1



6. 法人の会議の種類

常任幹事会（定款第 22 条）:

定時常任幹事会と臨時常任幹事会の 2 種類。年 1 回開催される定時常任幹事会では主に決算承認を行います。その他、法人の運営における重要事項に関する決議を行う機関です。なお、正会員は、常任幹事会に出席して意見を述べるすることができます。

ex) 役員の選任・解任、定款変更、合併、解散 など

理事会（定款第 29 条）:

通常理事会と臨時理事会の 2 種類。通常理事会は年に 2 回（4 カ月を超える間隔で開催）開催し、業務執行の状況を報告します。その他、法人の業務における決定を行う機関です。

ex) 理事長の選定・解職、常任幹事会の議事の決定 など

常任幹事選出委員会（定款第 14 条）:

常任幹事になろうとする者を審査し、常任幹事を選出する機関です。理事長から委嘱された選出委員で構成します。